

公益財団法人栃木県暴力追放県民センター役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人栃木県暴力追放県民センター（以下「センター」という。）の役員報酬の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(常勤役員給与)

第2条 常勤役員に支給する報酬の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 報酬

(2) 期末手当

(3) 通勤手当

2 常勤の役員報酬は、年額600万円以下とする。ただし、栃木県警察を退職した常勤役員は、毎年栃木県警察本部長が定める額を基に理事会で定める。

3 常勤役員期末手当の支給額は、基準日現在における報酬月額に次の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、栃木県警察を退職した常勤役員は、毎年栃木県警察本部長が定める額を基に理事会が定める。

(1) 6月1日 100分の120

(2) 12月1日 100分の180

4 通勤手当は、常勤役員で交通機関等を利用する者に対し、栃木県職員の例により支給するものとする。

(報酬の支給方法等)

第3条 前条に規定するもののほか、報酬の支給方法、支給日等については、栃木県職員の例による。

(常勤役員以外の役員給与)

第4条 常勤役員以外の役員に対しては、報酬は支給しない。

(補 則)

第5条 この規程で定めるもののほか、役員報酬に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、センターが一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。